

航空自衛隊教範等に関する達

昭和46年11月29日 航空自衛隊達第30号

航空幕僚長 空将 石川貫之

改正	昭和49年3月29日	航空自衛隊達6号
	昭和51年12月16日	航空自衛隊達32号
	昭和53年2月27日	航空自衛隊達3号
	昭和56年2月7日	航空自衛隊達11号
	平成元年2月28日	航空自衛隊達4号
	平成元年3月13日	航空自衛隊達17号
	平成5年4月13日	航空自衛隊達15号
	平成14年11月22日	航空自衛隊達32号
	平成17年4月7日	航空自衛隊達14号
	平成19年1月5日	航空自衛隊達1号
	平成28年4月26日	航空自衛隊達38号
	令和元年6月27日	航空自衛隊達14号
	令和3年3月17日	航空自衛隊達18号

教範に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第34号）第8条の規定に基づき、航空自衛隊教範等に関する達を次のように定める。

航空自衛隊教範等に関する達（登録外報告）

航空自衛隊教範等に関する達（昭和43年航空自衛隊達第9号）の全部を改正する。

目次	頁
第1章 総則（第1条—第7条）	401
第2章 教範等の作成（第8条—第17条）	402
第3章 雑則（第18条—第21条）	404
附則	404

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊教範（以下「教範」という。）及び航空自衛隊訓練資料（以下「訓練資料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

(1) 訓練資料 教育訓練の資として航空自衛隊全般に適用するもので、次の内容のものをいう。

ア 教範の内容を補足するもの又は教育訓練に関して特に参考となるもの

イ 技術等に関する解説書（技術指令書を除く。）

ウ 業務処理、管理等に関する規則に類するもの（技術指令書を除く。）

(2) 教範等 教範及び訓練資料をいう。

(3) 教範等の作成

ア 教範の作成 教範を起草し、審査し、教範として制定し、発行することをいう。

イ 訓練資料の作成 訓練資料を教範の作成手続に準じて発行することをいう。

(4) 部隊等 防衛大臣直轄部隊、機関（幹部候補生学校、術科学校及び補給処を除く。）及び航空幕僚監部をいう。

(教範等の分類)

第3条 教範等の分類は、別表のとおりとする。

(教範等の規格)

第4条 教範等の規格は、別紙第1のとおりとする。

(教範等の書式)

第5条 教範等の書式の細部は、別紙第2のとおりとする。

(基本計画)

第6条 航空幕僚長は、5ヵ年にわたる教範等の作成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定め、当該計画初年度の前年度末までに、部隊等の長に示す。

(年度計画)

第7条 航空幕僚長は、前条に規定する基本計画に基づき、翌年度の教範等の作成計画（以下「年度計画」という。）を定め、当年度末までに部隊等の長に示す。

## 第2章 教範等の作成

(訓練資料の作成)

第8条 訓練資料の作成は、航空幕僚長が行う。

(教範等の起草)

第9条 教範等の起草は、第7条に掲げる年度計画に示す部隊等の長が行う。

2 前項に規定する起草の分担は、原則として、次表のとおりとする。

別表に示す分類番号	起草を担当する部隊等の長
01 (001) 02 (002)	幹部学校長
03 (003) ~06 (006)	内容に応ずる業務等を実施している部隊等の長

(作成指針)

第10条 航空幕僚長は、教範等の起草を担当する部隊等の長（以下「起草担当部隊等の長」という。）に対し、そのつど作成指針として、次の各号に掲げる事項を示す。

- (1) 教範等の題名
- (2) 作成の目的
- (3) 記述の前提及び設想
- (4) 記述の範囲
- (5) 起草上特に重視する事項
- (6) 起草上特に留意する事項
- (7) 大綱案の申請に関する事項
- (8) 草案の提出に関する事項
- (9) 協力部隊等に関する事項
- (10) その他必要な事項

(大綱案の申請)

第11条 起草担当部隊等の長は、前条に規定する作成指針に基づき、原則として次の各号に掲げる事項について、当該教範等の大綱案を作成し、航空幕僚長（教育室長気付）に申請するものとする。

- (1) 記述の体系（章、節等の構成）及び概要
- (2) 秘密区分等
- (3) 起草のための組織構成
- (4) 起草日程
- (5) 起草上の要望事項
- (6) その他必要な事項

(教範等の起草協力)

第12条 起草担当部隊等の長は、起草について当該教範等の内容に関係のある部隊等の長に協力を求めることができる。

2 前項により、協力を求められた部隊等の長は、これに協力するものとする。

(草案の提出)

第13条 起草担当部隊等の長は、教範等の起草が終了した場合には当該草案に次の各号に掲げる資料を添え、航空幕僚長（教育室長気付）に提出するものとする。（登録外報告）

- (1) 起草間において問題となった事項
- (2) その他起草の審査にあたり必要な事項  
(草案の記述要領)

第14条 教範等の草案の記述要領は、別紙第3のとおりとする。  
(印刷及び配布)

第15条 教範等の印刷については航空教育集団司令官が、配布については補給本部長がそれぞれ行うものとする。  
(教範の使用)

第16条 部隊等の長は、教範に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第34号）第6条に規定する防衛大臣の承認を受ける場合には、順序を経て航空幕僚長（教育室長気付）に上申するものとする。  
(教育)

第17条 教範に関する訓令第7条に規定する幕僚長の委任を受けた者は、部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長とする。

### 第3章 雑則

(改正及び廃止の意見)

第18条 部隊等の長は、教範等について、改正又は廃止の意見がある場合には、当該意見を順序を経て航空幕僚長（教育室長気付）に上申するほか、当該教範等の起草担当部隊等の長に通知するものとする。

- 2 起草担当部隊等の長は、前項の規定による改正又は廃止の意見を受理し、改正の必要があると認めた場合にはその旨を、また、廃止することが適当と認めた場合にはその理由及び処置事項等を、航空幕僚長（教育室長気付）に報告するものとする。（登録外報告）  
(作成及び区分変更の意見)

第19条 部隊等の長は、教範等について、作成又は区分変更の意見がある場合には、当該意見を順序を経て航空幕僚長（教育室長気付）に上申するものとする。  
(教範等の発行通知)

第20条 航空幕僚長は、原則として各年度の当初に、前年度に作成、改正、廃止又は

区分を変更した教範等について、部隊等の長に通知する。

(委任規定)

第21条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、部隊等の長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和47年1月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、改正前の達の規定の定めるところによりすでに発行されている教範等は、この達に基づいて発行された教範等とみなし、この達に基づく教範等の区分については、別に示す。

附 則 (昭和49年3月29日航空自衛隊達第6号)

- 1 この達は、昭和49年4月20日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に従前の規定により発行されている訓練資料は、制定文に所要の修正を加えて使用するものとする。

附 則 (昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号)

この達は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則 (昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号)

この達は、昭和53年2月27日から施行する。

附 則 (昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則 (平成元年2月28日航空自衛隊達第4号)

- 1 この達は、昭和元年2月28日から施行する。
- 2 この達施行の際、第6条、第11条、第13条、第17条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第36条及び第37条の規定に基づく年度の報告等に使用する様式については、昭和63年度のものに限り従前の例による。

附 則 (平成元年3月13日航空自衛隊達第17号)

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則 (平成5年4月13日航空自衛隊達第15号)

- 1 この達は、平成5年4月13日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に従前の規定により発行されている教範等は、所要の修正を加えて使用するものとする。

附 則 (平成14年11月22日航空自衛隊達第32号)

この達は、平成14年11月22日から施行する。

附 則（平成17年4月7日航空自衛隊達第14号）

この達は、平成17年4月7日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成28年4月26日航空自衛隊達第38号）

この達は、平成28年4月26日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月17日航空自衛隊達第18号）

1 この達は、令和3年3月18日から施行する。

別表（第3条関連）

教 範 等 の 分 類

教範等の区分	分類	内 容	分 類 番 号 等			記 号
			大分類	中分類	小分類	
教     範	指揮運用綱要	航空自衛隊の指揮運用に関する基本事項	01	/	1 大（中）分類ごとに発行順に番号を付ける。ただし、中分類番号92の場合は、内容によって発行順に次の範囲の小分類番号を付ける。	航空自衛隊教範（JAFM）
	作戦運用教範	航空作戦における航空方面隊を主軸とした部隊等の運用及び作戦実施に関する事項	02			
	部隊教範	部隊等の運用に関する事項	03			
	機能教範	各種機能の系統的運営に関する事項	04	付表のとおりとする。	1～9 戦闘機 10～19 輸送機 20～29 回転翼 航空機 30～39 練習機 40～49 偵察機 搜索機 連絡機 その他 の機種	
	技術教範	器材等の運用技法、取扱要領、作業の実施要領等に関する事項	05		50～航法、計器 飛行、その他	
	一般教範	隊員の職務遂行上共通して必要とする上記以外の一般的事項	06		1 欠番 2 体育 訓練 3 防衛 基礎 訓練 4 その他	
訓練資料	教範の分類に準じる。	本則第2条第1号のとおり。	大分類を001、002、003、004、005、006とするほか、内容により教範に準じた中、小分類番号をつける。			空自訓練資料（JAFM）

付表

機能教範及び技術教範の中分類番号

中分類番号	項 目	中分類番号	項 目
10	総 務	98	気 象
20	監 理	100	情 報
30	会 計	110	施 設
40	人 事	120	装 備 一 般
49	警 務	121	品 質 管 理
50	厚 生	123	輸 送
60	衛 生	124	調 達
70	教 育	125	補 給
80	防 衛	126	整 備
90	運 用 一 般	128	武 装
91	保 安	130	技 術
92	飛 行	140	監 察
93	救 難	150	安 全
94	航 空 管 制	200	そ の 他
95	通 信 電 子		



## 別紙第1（第4条関係）

### 教 範 等 の 規 格

#### 1 大きさ

日本産業規格A列4番を原則とし、必要に応じ日本産業規格A列5番、同B列5番又は同B列6番とする。

#### 2 紙質等

##### (1) 表紙

次の内容を基準とする。

区 分	秘	注 意	秘又は注意以外のもの
教 範	紺青色ビニール張り	同 左	同 左
訓 練 資 料	灰青色ビニール張り	同 左	同 左

##### (2) 本文等

白色上質紙

#### 3 製本

##### (1) 製本要領

ビス止めによる差し替え式を原則とし、必要に応じくるみ製本とする。

##### (2) 製本順序

表紙、見返し、とびら、制定文等、配布区分、前文、目次、本文、付録、索引、見返し、裏表紙の順とする。

別紙第2（第5条関係）

教範等の書式

1 表紙及び背表紙

(1) 教範

例

航空 作 戦 ○   ○	航空 作 戦 ○   ○	航空自衛隊教範〇—〇 (J A F M〇—〇)  作 戦 運 用 教 範  航 空 作 戦  航空幕僚監部 平成 年 月
-----------------------------	-----------------------------	--

(背表紙)

(表紙)

(2) 訓練資料

例

航空自衛隊用語集 ○   ○   ○	航空自衛隊用語集 ○   ○   ○	空自訓練資料〇—〇—〇 (J A F M〇—〇—〇)  訓 練 資 料  航 空 自 衛 隊 用 語 集  航空幕僚監部 平成 年 月
-----------------------------------	-----------------------------------	---

(背表紙)

(表紙)

## 2 とびら

表紙に準ずる。

## 3 制定文等

### (1) 教範

例：

航空自衛隊教範〇—〇
航空自衛隊教範「航空作戦」を次のように定め、平成〇 年〇月〇日から使用を開始する。
平成〇年〇月〇日 航空幕僚長 空将 山 川 一 郎

### (2) 訓練資料

例：

空自訓練資料〇—〇—〇
航空自衛隊訓練資料「航空自衛隊用語集」を配布する。
平成〇年〇月〇日 航空幕僚長 空将 山 川 一 郎

## 4 前 文

原則として、次の内容を含むものとする。

(1) 作成の目的

(2) 記述範囲

(3) 適用範囲

(4) 起草担当部隊等

(5) その他

(当該教範等の作成に伴い廃止する教範等並びに関連教範等その他必要な事項)

## 別紙第3（第14条関係）

### 草案の記述要領

#### 1 記述順序、区分等

##### （1）記述順序

別紙第1第3項第2号による製本順序のとおりとする。ただし、制定文等及び配布区分を除く。

##### （2）前文

別紙第2第4項に基づき簡潔に記載する。

##### （3）目次

草案の記載は、付紙第1の例による。

##### （4）本文

ア 原則として編・章・節・款及び条に区分する。ただし、編及び款は、省略することができる。

イ 章、節等の番号表示は、次のとおりとする。

編及び条……………教範等ごとの通し番号

章、節及び款……各編の章及び節ごとの通し番号

ウ 章、節等に総括的な見出しをつける場合は、次のとおりとする。

第1編 総論

第1章 総説

第1節 概説

第1款 要説

1(条)要旨

エ 条の細分は文書一般の例によるものとする。

オ 草案の記載は付紙第2の例による。

##### （5）引用

規則等を引用する場合は、その条項のみを示すものとし、内容の具体的記述は省略するものとする。

（例：昭和46年航空自衛隊達第17号第8条第2項）

##### （6）図及び表

図及び表は、つとめて本文の関連文章の近くにそう入するものとし、教範等ごとの通し番号及び題名をその中央下部に付するものとする。

## (7) 付 録

ア 補足資料は、これを付録として添付することができる。

イ 2以上の付録を付す場合には、付録その1、付録その2……とするものとする。

ウ 草案の記載は付紙第3の例による。

## (8) 脚 注

つとめて避けるものとする。

やむをえずつける場合は、本文の関連ページの下部に付するものとする。

(例： 注： 1…………)

## (9) 索 引

必要な場合に限り巻末に付するものとする。

## (10) ページ番号

目次及び本文ごとの通し番号とし各ページの中央下部に付するものとする。

## 2 用字・用語

(1) 用字及び用語等は、原則として防衛省における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）第2条及び航空自衛隊用語集（以下「用語集」という。）によるものとする。

(2) 常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）に掲げられている漢字以外の漢字は仮名書きとする。ただし、仮名書きにすると意味が不明確になるもの、誤解されるおそれのあるもの又は特に必要とするものについてはそのまま用いることができる。

(3) 前号ただし書による場合、振り仮名を付けるものとする。ただし、同一草案中、2回以上用いるものについては、最初に使用するときにのみ振り仮名を付けるものとする。

(4) 一般に使用されていない略語及び用語集に記載されていない略語の使用はつとめて避けるものとする。やむをえず使用する場合は、最初の使用箇所において説明を付するものとする。

(5) 用語のうち誤解又は疑義を生じやすいものについては、巻末に「用語の解」を設けて収録するものとする。

(6) 計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）及び関連する政令によるものとする。

(7) 比率は、片仮名の「パーセント」で表わす。ただし、図表等に使用する場合は「%」とすることができる。

### 3 その他

(1) 草案は、ワープロ等を用いて作成するものとする。

(2) 字体は明朝体とし、文字の大きさは12ポイントを基準とする。(表紙を除く。)

(3) 文字間隔は、2分の1文字以下の間隔とし、行間隔は、1文字よりやや狭い間隔を基準とする。

(4) 余白は、上下左右それぞれ25ミリメートルを基準とする。

目 次 の 記 載 例

目次		ページ
<input type="checkbox"/> 第1編	防空組織及び機能	1
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第1章	総説	1
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第2章	組織	3
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第1節	概説	8
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第2節	航空警戒管制組織	#
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 第2編	防空管制群の運用	#
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 第1章	防空管制群の任務	#
(略)		
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 付録その1	LOPリード率表	143
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 付録その2	××××××	145





付 録 の 記 載 例

付録その1 品質管理の歴史

第1 防衛省における品質管理

1 品質管理共通仕様書の制定

(1) 航空自衛隊が昭和29年に創設されて、最初に調達を実施した主要装備品は

、メンターB・45（T-34）である。

(略)